⑮　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当って、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制を取ることができること。

③　構造上主要な部分部（柱、梁または耐震壁）にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、（一社）プレハブ建築協会の「ＰＣ部材品質認定規程」に基づき、認定を受けた工場で製造されたものとする。

⑯　平成26年４月１日から資料の提出期限までの間に当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。

②　当機構東日本地区で発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑰　低入札価格調査対象となった場合には、上記⑬に掲げる全ての基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⑱　以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

⑲　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、⑴から⑱をすべて満たす者で構成され、かつ、次の①及び②により構成しなければならない。また、共同企業体の構成員数は、３者以内とする。

①　各構成員の出資比率は２者で構成される場合にあっては、30％以上、３者で構成される場合にあっては、20％以上であること。

②　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

⑳　共同企業体としての資格の認定申請等

①　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する共同企業体は、下記４⑵の申請書、資料及び単価見積書の提出に先立ち、当機構指定様式による「共同請負入札参加資格審査申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、当機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。（事前にシステム上の登録が必要なため、資料提出期限日の一週間前までに提出してください。）

なお、下記４⑵の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本工事の競争入札に参加することができない。

②　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する企業の技術力、予定配置技術者及び施工計画等の評価項目、評価基準及び得点配分に基づき評価する（詳細は入札説明書参照）。

⑵　総合評価の方法　上記⑴の「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案が適切又は標準的なものには標準点100点を与え、さらに良好な提案等に上記⑴により加算点（最大40点）を与える。

⑶　落札者の決定方法　入札参加者は「入札価格」と「企業の技術力」「配置予定技術者」「施工計画」等をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記⑵によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑷　履行状況から、受注者の責により採用提案が実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

⑸　落札者が提案し当機構が評価した「施工計画」に関する提案は、契約内容の一部となるものであり、工事契約時において工事請負契約書及び契約図書とは別に、内容、履行確認、不履行の場合の措置等について、当機構と請負業者間で施工計画・技術提案の履行に係る覚書を交換するものとする。

４　入札手続等

⑴　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等の交付期間及び交付方法

①　交付期間　平成29年３月１日（水）から平成29年３月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

②　交付方法等　入札説明書、申請書、設計図面及び現場説明書等（以下「交付資料」という。）の交付を希望する場合は、別添のＦＡＸ専用の申込書（末尾に添付）を上記①の期間に送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領後、当本部コピーセンター受託業者である㈱ブルーホップより、ＦＡＸ受領日より３営業日後までに到着するよう発送する（土曜日、日曜日及び祝日は営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、電話にて確認すること。

なお、送料については、料金着払にて発送するので宅配業者に支払うこと。

【ＦＡＸ番号】

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部　首都圏入札チーム

送信先　ＦＡＸ　03―5323―4785

問合先　ＴＥＬ　03―5323―2574

⑵　申請書、資料及び単価見積書の提出期間、場所及び方法

①　申請書の提出方法、期間及び場所

提出方法　申請書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、本部長の承諾を得て紙入札方式による場合は、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

提出期間　平成29年３月２日（木）から平成29年３月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午及び午後１時から午後４時まで。

提出場所　電子入札システムによる場合は、電子入札システムで申請の上、５⑬②に写しを提出する。紙入札による場合は、原本を５⑬②に提出する。

②　資料及び単価見積書の提出方法、期間及び場所

提出方法　資料及び単価見積書は、予め提出日時を３営業日前までに５⑬②の提出場所に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参することとし郵送又は電送によるものは受け付けない。（電子入札システムによる場合も持参するものとする。）

提出期間　上記①と同じ。

提出場所　上記①と同じ。

⑶　入札書の提出日時、開札日時及び場所等

①　入札の受付日時及び入札書の提出方法

受付日時　平成29年５月24日（水）午前10時から正午まで

提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、本部長の承諾を得た場合は、首都圏入札チーム（下記５⑬①参照）に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

②　開札の日時及び場所

開札日時　平成29年５月25日（木）午前10時（予定）

開札場所　〒163―1382 東京都新宿区西新宿６－５－１　新宿アイランドタワー19階　独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室